

公開買付条件等の変更の公告

各 位

2025年8月6日

東京都新宿区西新宿六丁目25番13号フロイントビル

株式会社友

代表取締役 伏島巖

株式会社友（以下「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）によるフロイント産業株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、2025年7月15日付の公開買付開始公告に係る買付条件等の変更を下記のとおり行いますので、お知らせいたします。

これに伴い、公開買付者が2025年7月15日付で関東財務局長に提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2025年8月6日付で関東財務局長に提出いたします。

記

1. 公開買付けの名称及び所在地

名称 株式会社友

所在地 東京都新宿区西新宿六丁目25番13号フロイントビル

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

フロイント産業株式会社

(2) 買付け等を行う株券の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2025年7月15日（火曜日）から2025年8月27日（水曜日）まで（30営業日）

3. 買付け条件等の変更の内容

変更箇所には下線を付しております。

1. 公開買付けの目的

（変更前）

<前略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務めるJapan Absolute Value Fund L.P.（所有株式数（直接又は間接的に所有する株式を含む。）：1,924,400株、所有割合：11.37%）（以下「J A V F」といいます。）との間で、応募契約を締結し、J A V Fが所有する対象者株式について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

<後略>

(変更後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務めるJapan Absolute Value Fund L.P.（所有株式数（直接又は間接的に所有する株式を含む。）：1,924,400株、所有割合：11.37%）（以下「J A V F」といいます。）との間で、応募契約（以下「本応募契約（J A V F）」といいます。）を締結し、J A V Fが所有する対象者株式（以下「本応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨を合意しました。その後、公開買付者は、2025年7月28日に、カナメ・キャピタル・エルピーから、牧寛之氏からカナメ・キャピタル・エルピーに対して本応募合意株式を取得することについての提案がなされた旨の連絡を受け、2025年8月1日に、カナメ・キャピタル・エルピーから公開買付者に対し、牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却するため、本応募契約（J A V F）の規定に従い、同契約を解除する旨の意向が示されました。その後、公開買付者は、2025年8月4日に、牧寛之氏が提出した変更報告書において、J A V Fが牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却した事実を確認しております。なお、本公告日現在における牧寛之氏の所有株式数は5,164,100株（所有割合：30.50%）となります。

公開買付者は、本公告日現在において本公開買付けの買付価格の引き上げを予定しておらず、それを前提に、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式を対象とする応募契約を締結する方向で協議を進める予定です。

<後略>

2. 公開買付けの内容

(5) 買付予定の株券等の数

(変更前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	13,074,200（株）	7,499,301（株）	—（株）
合計	13,074,200（株）	7,499,301（株）	—（株）

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,499,301株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,499,301株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

<後略>

(変更後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	13,074,200（株）	7,408,300（株）	—（株）
合計	13,074,200（株）	7,408,300（株）	—（株）

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,408,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,408,300株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

<後略>

(11) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

(変更前)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,499,301株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,499,301株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(変更後)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,408,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,408,300株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

4. 買付け条件等を変更する旨及びその理由

公開買付者は、2025年8月4日に、牧寛之氏が提出した変更報告書において、J A V F が牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却した事実を確認しており、本応募契約（J A V F）が解除されたことに伴い、マジョリティオプマイノリティの株式数に変更が生じたため、買付予定数の下限を引き下げております。

5. その他

本公告を行う日以前に本公開買付けに応募された株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

以上